

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部 こども課	
契約締結年月日	令和6年4月10日	
業 務 名	令和6年度児童福祉調査業務	
業 務 の 概 要	市内の18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭等世帯の実態調査を行う。	
契約金額(税込)	700,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本事業は、母子・父子家庭等世帯の住居を訪問し、福祉票（現況や相談事等を記載）を作成するものであり、本事業を円滑かつ適切に実施する者は、民生委員法第15条の規定により守秘義務が課せられ、本業務に必要な知識を有している民生委員・児童委員以外いないため、尾張旭市の民生委員・児童委員全員が所属する尾張旭市民生委員児童委員協議会と随意契約するものである。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部こども課です。